

公的年金等を受給されている方へ

どう変わるの？

公的年金からの個人市民税・県民税の特別徴収 (天引き) 制度が変わります。

◇仮徴収(4月・6月・8月) 税額の算定方法

※本徴収税額(10月・12月・翌年2月)の算定方法は、変わりません。

- 現 行：前年度分の本徴収税額÷3(前年度の2月分と同額)
- 改正後：前年度分の年金特別徴収税額の1/2÷3

現行の算定方法では、控除等の申告により一旦税額に変動があった場合や、前年度の途中で特別徴収(天引き)が停止になった場合、仮徴収と本徴収の税額に大きな差が生じてしまい、それが翌年度以降も続きました。

しかし、今回の改正により一旦仮徴収と本徴収の税額に不均衡が生じても、その不均衡が是正・緩和されるようになります。この改正は、平成28年10月以後に実施する特別徴収より施行されますが、仮徴収部分のみ改正があったので、実際に影響がでるのは平成29年4月分以後の仮徴収からです。

【具体例】

70歳のAさんの場合 年間の個人市民税・県民税(住民税)税額=60,000円とします。

【現行】

年度	仮徴収(4・6・8月) (前年度の2月分と同額)			本徴収(10・12・翌年2月)			年税額
N	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	60,000円
N+1	10,000円	10,000円	10,000円	6,000円	6,000円	6,000円	48,000円
N+2	6,000円	6,000円	6,000円	14,000円	14,000円	14,000円	60,000円
N+3	14,000円	14,000円	14,000円	6,000円	6,000円	6,000円	60,000円

医療費控除等により
N年度より減額

【改正後】

年度							年税額
N	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	60,000円
N+1	10,000円	10,000円	10,000円	6,000円	6,000円	6,000円	48,000円
N+2	8,000円	8,000円	8,000円	12,000円	12,000円	12,000円	60,000円
N+3	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	60,000円

医療費控除等により
N年度より減額

◇市外転出者に対する本徴収（10月・12月・翌年2月）税額の取扱い

- 転出が1月1日から3月31日の間の場合

→10月分から特別徴収は停止となり、残りの分については普通徴収（本人払い）となります。

- 転出が4月1日から12月31日までの間の場合

→10月分以後も特別徴収は継続され、翌年度より転出前の自治体による徴収を停止します。

（※）平成28年に関しては、10月以後に転出された方のみがこの場合に該当します。ただし、平成28年度の仮徴収税額は従来の算定方法によります。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している方は、市役所への申告が不要となる場合があります。

扶養親族等申告書とは・・・

所得税の課税対象となる方（65歳未満で年間108万円以上、65歳以上で158万円以上の老齢年金を受給された方）に毎年10月下旬から11月下旬にかけて年金支払者から送付される申告書です。（市役所から送付するものではありませんので、ご注意ください。）

《「扶養親族等申告書」は、毎年ご提出いただく必要があります》

- ・ 扶養家族・対象人数等の変更があった場合は、変更箇所について正確にご記入のうえ、ご提出ください。

ただし、次に該当する方は今まで通り市役所への申告手続きが必要となります。

確定申告をする必要がない方のうち、個人市・県民税が課税される方で、

- ・ 公的年金等以外の他の所得がある方（公的年金等以外の所得が給与所得のみの方で勤務先により市役所に給与支払報告書が提出される方は不要です）
- ・ 他の所得控除等（医療費控除・生命保険料控除・寄附金税額控除等）を受けようとされる方

個人市民税・県民税の スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）が創設されました。

健康の維持増進及び疾病の予防を目的とした一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC薬（※2）の購入対価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が12,000円を超える部分の金額（上限額は88,000円）について、当該年分の総所得金額等から控除します。

- ・ 医療費控除とスイッチOTC薬控除を併用して適用はできません。
- ・ スwitchOTC薬の購入金額が分かる領収書等の提出、又は提示が必要です。
- ・ 対象医薬品の一覧は、尼崎市ホームページでご確認ください。

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を受けたことを明らかにする書類の提出、又は提示が必要です。

（※2）医師の処方箋なしに購入できるように転用された医薬品のことを指します。

家屋の固定資産税の減額措置について

1 住宅耐震改修工事

国土交通省が定める現行の耐震基準に適合する耐震改修を行い、建築士等が証明書を発行した住宅は、1戸あたり120㎡までの固定資産税額の2分の1を翌年度1年度分減額します。

また「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅については、翌年度から2年度分まで減額します。減額措置を受けるには申告が必要です。申告は必ず改修工事完了後3ヶ月以内に行ってください。

[要件]

- ◆ 昭和57年1月1日以前に建てられ、平成30年3月31日までに一定の耐震改修を行った住宅で、耐震改修費用が50万円超であること

2 バリアフリー改修工事

浴室や便所改修、手すり設置等のバリアフリー改修工事を行い、改修後の床面積が50㎡以上ある住宅は、居住用部分について1戸あたり100㎡までの固定資産税額の3分の1を翌年度1年度分減額します。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は必ず改修工事完了後3ヶ月以内に行ってください。

[要件]

- ◆ 新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸部分を除く)で、平成30年3月31日までに一定のバリアフリー改修を行った住宅
- ◆ ①工事完了の翌年1月1日現在で65歳以上の方、②要介護又は要支援認定を受けている方、③障害者の方、のいずれかの方が居住している住宅
- ◆ 改修工事費に関して、補助金を除く自己負担額50万円超であること

3 省エネ改修工事

国土交通省が定める現行の省エネ基準に適合する改修工事を行い、改修後の床面積が50㎡以上あり、建築士等が証明書を発行した住宅は、居住部分について1戸当たり120㎡までの固定資産税額の3分の1を翌年度1年度分減額します。なお、住宅用太陽光発電装置設置工事は対象外です。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は必ず改修工事完了後3ヶ月以内に行ってください。

[要件]

- ◆ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、居住部分が全体の2分の1以上
- ◆ 平成30年3月31日までに省エネ改修を行った住宅
- ◆ 改修工事費が補助金を除く自己負担金が50万円超で、窓の断熱性を高める改修工事を含むこと

4 新築された認定長期優良住宅

平成30年3月31日までに新築された家屋のうち、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅として認定され、居住部分が全体の2分の1以上ある住宅で居住部分の床面積が1戸あたり50㎡以上(貸家共同住宅は40㎡以上)280㎡以下の住宅で、その住宅にかかる固定資産税額(3階建て以上の中高層耐火・準耐火住宅は新築後7年度分、それ以外は5年度分)の2分の1を減額します。減額は1戸当たり120㎡相当分まで。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は申告書に必要書類を添付して必ず認定長期優良住宅が完成した翌年の1月31日までに提出してください。